

# 低炭素都市推進協議会 設立総会 議事次第

日 時：平成20年12月14日（日）  
10：30～12：00  
場 所：北九州国際会議場

## ○ 議事次第：

- 1 開会
- 2 低炭素都市推進協議会規約について
- 3 会長選出
- 4 幹事選出
- 5 基調講演  
「地球温暖化防止と環境モデル都市」  
薬師寺 泰蔵（総合科学技術会議議員）
- 6 今後の協議会活動及び低炭素社会実現に向けて  
（低炭素都市推進宣言）
- 7 閉会

## （資料）

- 資料 1-1：低炭素都市推進協議会の概要
- 資料 1-2：協議会規約案・構成員一覧
- 資料 2-1：ワーキンググループ活動イメージ
- 資料 2-2：今後のスケジュール案

# 低炭素都市推進協議会による取組の裾野の拡大

## 課題

**低炭素都市推進協議会を創設**(12月14日発足)し、

- 「環境モデル都市」を先頭に、**低炭素型の地域づくりの取組の裾野を拡大**。
- **ベストプラクティス(優秀事例)となる取組を各地で展開**。さらに**世界に向けて情報発信**。

## 今後の展開

### 低炭素都市推進協議会

意欲ある自治体により「低炭素都市推進協議会」を創設し、**優れた事例の全国展開**や**自治体同士の切磋琢磨**を推進。

- 構成員：環境モデル都市・候補都市、低炭素型都市・地域づくりをめざす市区町村、関係省庁、都道府県、関係政府機関等
- 主な業務：
  - ・ 低炭素社会づくりに向けた取組の拡大（アクションプランの策定支援等）
  - ・ 環境モデル都市の取組の進捗状況を評価
  - ・ 優れた取組に対する表彰・賞の授与
  - ・ 国の施策情報や最新の学術研究等の情報の共有
  - ・ 都市と地方の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進
  - ・ 施策の評価や効果の把握手法等、共通課題の整理と対応

### 世界に向けた情報発信

- 平成21年度は、**環境モデル都市国際シンポジウム**を開催。

- 平成20年12月14日 **北九州市**にて
  - ① 国際セミナー開催
  - ② 低炭素都市推進協議会設立

国内外(※)の専門家を招き、環境モデル都市を巡るエコツアーも実施。  
(※ フライブルク、マルメ、ポートランド)

国による  
重点的な支援

あと押し

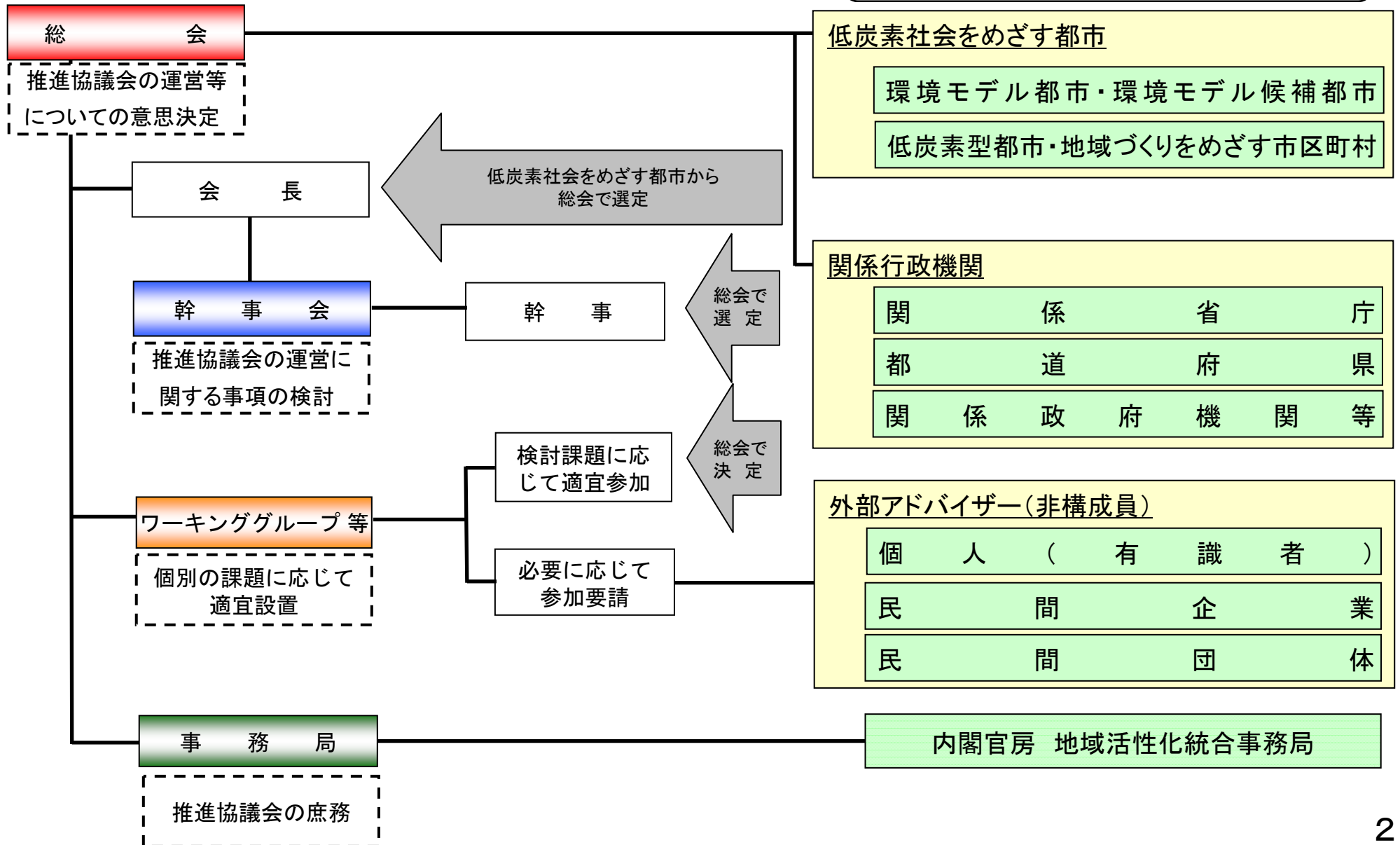
上記協議会の活動を通じて、  
各都市の取組内容を高度化

「環境モデル都市」の  
さらなる創出 + 低炭素都市間の交流・連携  
による切磋琢磨

地域の活力の創出

# 低炭素都市推進協議会の組織

## 構 成 員



## 低炭素都市推進協議会規約（案）

## （名 称）

第1条 本会は、「低炭素都市推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称する。

## （目 的）

第2条 本会は、低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取組の全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取組を世界に発信することを目的とする。

## （業 務）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 構成員市区町村のアクションプラン<sup>\*</sup>の策定支援、優れた取組に対する表彰・賞の授与、環境モデル都市の取組の評価など、全国への展開・波及に関する業務
- 二 環境モデル都市及びその他の構成員間の先導的取組・学術研究等の情報共有及び相互啓発に関する業務
- 三 都市と地方の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進に関する業務
- 四 我が国の優れた取組の世界に向けた情報発信や国際連携促進に関する業務
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な業務

## （組 織）

第4条 本会は、以下の構成員をもって組織する。

- 一 環境モデル都市、環境モデル候補都市、その他低炭素型都市・地域づくりに向けたアクションプランを策定する意思のある市区町村。（以下「一号会員」という。）
- 二 関係省庁、都道府県、関係政府機関等（以下「二号会員」という。）

## （役 員）

第5条 本会に、会長1名および幹事複数を置く。

- 2 会長は、一号会員の中から総会で選出する。
- 3 幹事は、構成員の中から総会で選出する。
- 4 会長および幹事の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 5 会長は、本会を代表し、推進協議会の運営にあたる。
- 6 幹事は、会長を補佐し、推進協議会の運営にあたる。
- 7 会長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を総理する。

## （総 会）

第6条 総会は、年1回開催されるほか、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、推進協議会の運営方法、検討事項等について意思決定を行う。
- 3 会長は、総会の議事を総理する。

(ワーキンググループ等)

第7条 業務の必要に応じて、本会に構成員の一部により組織されたワーキンググループ等を設置することができる。

2 本会の構成員は、ワーキンググループ等の設置を提案できる。

3 ワーキンググループ等の設置、組織及び名称は、前項の提案にもとづいて総会で決定する。

4 ワーキンググループ等には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、内閣官房地域活性化統合事務局に置く。

2 事務局長は、内閣官房地域活性化統合事務局長とする。

3 事務局長は、推進協議会の庶務を総理し、処理する。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

※アクションプラン

温室効果ガスの大幅削減に向けて行動する市区町村が策定する以下の内容を含む具体的実施計画

- 1) 2050年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期(2020年～2030年前後までの期間)の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針
- 2) 策定後5年以内に具体化する予定の取組内容

## 低炭素都市推進協議会 構成員

## ○市区町村

北海道	帯広市	北海道	釧路市	北海道	洞爺湖町
北海道	下川町	青森県	青森市	宮城県	仙台市
新潟県	長岡市	新潟県	見附市	茨城県	つくば市
茨城県	土浦市	栃木県	宇都宮市	栃木県	小山市
群馬県	館林市	埼玉県	川越市	埼玉県	春日部市
埼玉県	川口市	埼玉県	戸田市	東京都	千代田区
東京都	江東区	東京都	中央区	東京都	豊島区
東京都	荒川区	東京都	武蔵野市	東京都	調布市
神奈川県	横浜市	山梨県	山梨市	山梨県	北杜市
富山県	富山市	石川県	加賀市	石川県	羽咋市
長野県	長野市	長野県	飯田市	岐阜県	岐阜市
岐阜県	大垣市	岐阜県	中津川市	岐阜県	高山市
岐阜県	各務原市	岐阜県	御嵩町	愛知県	名古屋市
愛知県	豊田市	愛知県	豊橋市	愛知県	刈谷市
愛知県	安城市	滋賀県	彦根市	滋賀県	東近江市
滋賀県	近江八幡市	京都府	京都市	京都府	京丹後市
京都府	宮津市	大阪府	大阪市	大阪府	堺市
大阪府	豊中市	大阪府	吹田市	大阪府	枚方市
大阪府	門真市	島根県	出雲市	岡山県	岡山市
岡山県	倉敷市	広島県	広島市	山口県	宇部市
高知県	高知市	高知県	梶原町	福岡県	福岡市
福岡県	北九州市	福岡県	岡垣町	熊本県	熊本市
熊本県	水俣市	鹿児島県	鹿児島市	沖縄県	那覇市
沖縄県	宮古島市				

## ○都道府県

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	新潟県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
神奈川県	山梨県	富山県	石川県	福井県	長野県
岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府
兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	長崎県
大分県	熊本県	鹿児島県			

## ○関係省庁

内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	外務省	財務省
文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省

## ○関係政府機関等

独立行政法人 建築研究所	独立行政法人 国立環境研究所
独立行政法人 産業技術総合研究所	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人 都市再生機構	日本下水道事業団
財団法人 大阪科学技術センター	財団法人 下水道新技術推進機構
財団法人 建築環境・省エネルギー機構	財団法人 港湾空間高度化環境研究センター
財団法人 地球環境戦略研究機関	社団法人 都市エネルギー協会
財団法人 都市緑化技術開発機構	財団法人 日本エネルギー経済研究所
社団法人 日本ガス協会	財団法人 日本環境協会
社団法人 日本機械工業連合会	社団法人 日本公園緑地協会
社団法人 日本ボイラ協会	

# (参考)低炭素都市推進協議会ワーキンググループの活動イメージ

## 目的

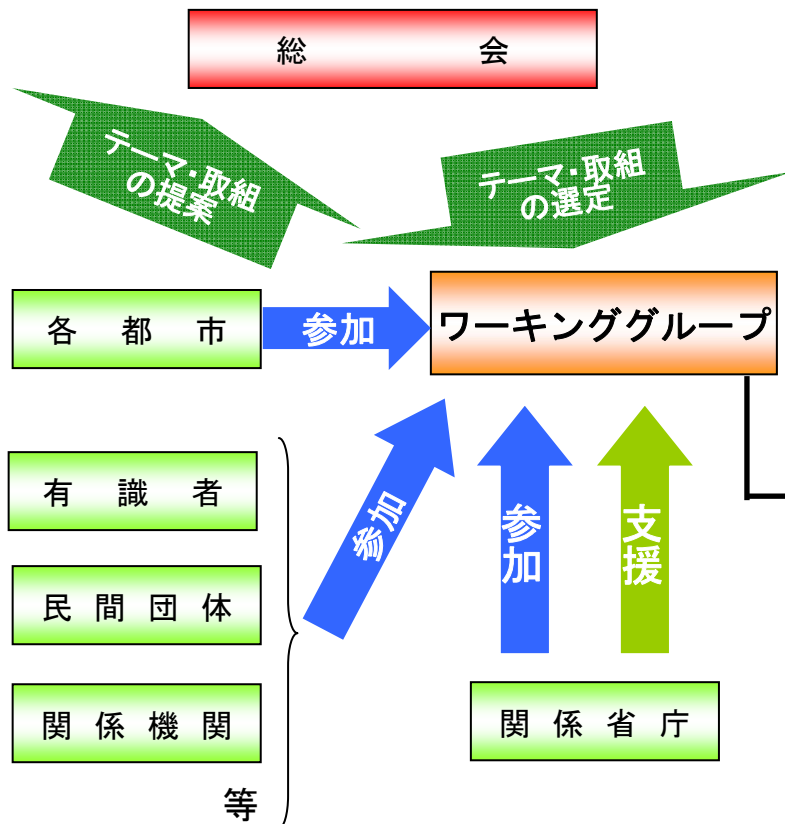
- 各々の都市が推進する固有の先進的取組を、内閣官房を含む各関係省庁が連携しながら横断的に支援する場としての役割を担う。

## 構成

- ワーキンググループの活動にふさわしい新たな社会実験・実証実験的なテーマと取組を公募
- 各都市は公募の趣旨に合致すると考えられるテーマ・取組を提案
- 協議会は、国等の支援により横断的に実施するにふさわしいテーマと取組を選定し、その選定テーマ・取組ごとにワーキンググループを構成

## 活動内容

- 選定されたテーマ・取組をモデルプロジェクトとして実施
- 各ワーキンググループ毎に関連する有識者、民間団体(企業を含む)、関係省庁、関係機関(独法等)等が参加
- 関係省庁等はワーキンググループ活動を支援
- 一定の水準を満たした優れた取組に「賞」を授与



# (参考)低炭素都市推進協議会ワーキンググループの活動イメージ(具体的活動内容例)

## (例1) LRTの導入・拡充等によるまちづくり

- ◆LRT (Light Rail Transit)の導入、コンパクトシティ化等、まちづくりの大胆な変革によるCO2削減に向けた方策の検討等
  - ーLRTの新規導入・拡充、バリアフリー化を含む自動車からLRTへの誘導方策の検討
  - ーLRTを軸としたまちなか居住・住み替え支援策の検討
  - ー自転車利用環境の整備、モビリティマネジメント、カーシェアリングの導入の検討 等



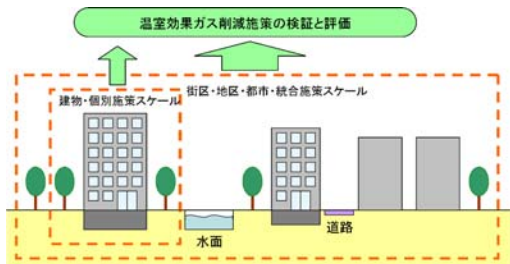
## (例2) 街区単位の低炭素モデル地区の形成等の面的対策

- ◆省エネ住宅や電気自動車等、先端的な技術やシステム等を集中的に導入する低炭素モデル地区の形成による面的対策の検討等
  - ー200年住宅等の省エネ住宅、環境配慮型建築物の導入・普及
  - ー電気自動車、プラグインハイブリッド車の導入・普及
  - ー太陽光発電の住宅・公共施設等への導入・普及
  - ー未利用エネルギーを活用した地域冷暖房の導入・普及 等



## (例3) 環境モデル都市等の検証と評価

- ◆環境モデル都市の評価、環境性能評価ツールの開発とその“見える化”の検討等
  - ー環境モデル都市のアクションプランに基づく先導的取組の効果検証
  - ー街区・地区・都市等、様々なレベルの総合的な環境性能評価ツールの開発
  - ー適正なCO2排出削減量の検証方法の検討 等



## (例4) 都市と地方の連携によるカーボンオフセット

- ◆低炭素社会づくりを推進する都市と農山漁村地域の連携によるカーボンオフセットの仕組み構築等
  - ー農山漁村地域との連携によるに間伐及び木質ペレット化、及び、都市部における間伐材等の利活用の検討 等



都市と地域の連携による間伐



ペレットストーブ等への活用

農山漁村地域

連携

都市

## (例5) バイオマスの利活用促進

- ◆未利用のバイオマス資源の発掘とその有効活用のために必要な施設、仕組みの構築等
  - ー間伐材、廃油、生ゴミ、牛ふんたい肥等、バイオマス資源の発掘と安定的な供給体制・施設等の検討
  - ーBDF活用自動車・バス、地域熱供給システムや木質バイオマスボイラーの導入等、バイオマスエネルギー利活用の検討 等



牛ふんたい肥ペレット



BDF製造工場



廃油回収



BDFバス



木質バイオマスボイラー



## 低炭素都市推進協議会における今後の主なスケジュール

平成 20 年

12 月 14 日（日）

低炭素都市推進協議会設立総会

平成 21 年

1 月～3 月

（平成 20 年度内）

アクションプラン策定

（環境モデル都市・環境モデル候補都市）



ワーキンググループ活動募集

5 月～6 月

平成 21 年度低炭素都市推進協議会総会



ワーキンググループ活動等実施

平成 21 年度内

国際会議開催

※環境モデル都市・環境モデル候補都市以外の市区町村のアクションプラン策定に係る支援についても随時実施

## 低炭素都市推進協議会 役員（案）

会 長 北九州市長

幹 事  
（市区町村） 下川町  
青森市  
横浜市  
富山市  
御嵩町  
名古屋市  
京都市  
広島市  
高知市  
宮古島市

（都道府県） 北海道  
埼玉県  
岐阜県  
愛知県  
大阪府

（関係省庁） 内閣官房  
農林水産省  
経済産業省  
国土交通省  
環境省

事務局 内閣官房地域活性化統合事務局

(案)

## 低炭素都市推進宣言

地球温暖化問題は全ての生命にとって深刻な課題であり、我々人類には一刻も早く全地球的規模で温室効果ガスの削減に取り組んでいく責任がある。

低炭素都市推進協議会に参加する我々は、我が国の先頭に立ち、低炭素社会の実現に向けて以下のとおり行動することを宣言する。

- 一、市民生活や企業行動、都市構造の根本的な変革を促す持続可能な取組にチャレンジする
- 一、優れた取組を国の内外に発信し、世界に誇れる都市・地域づくりを目指す

平成20年12月14日

低炭素都市推進協議会 会長

---